

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年4月25日認可した。

平成24年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市前田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）東畑西農道地区
高松市十河土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）藤ノ森農道地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）惣徳地区